

福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業の
確認運転の開始について

平成26年 1月29日
環 境 省

1月28日、本事業の仮設焼却施設の修理・改良工事を完了したことから、以下の予定で確認運転を実施します。

- ・ 第1段階：1月30日（木）～2月7日（金）
（土日を除く7日間）
- ・ 第2段階：2月10日（月）～19日（木）
（土日祝日を除く7日間）
- ・ 第3段階：2月20日（木）～27日（木）
（土日を除く6日間）

（注）

- ・ 第1段階には、機器の単体運転の確認と、空焚き（焼却はせずにバーナーを焚く）にて、各装置・計器が正常に作動し、改良部分が機能することを確認します。
- ・ 第2段階には、農林業系副産物及び除染廃棄物を焼却し、焼却状況（炉内等各部温度、ばいじん濃度等）を確認しながら、設備の連動運転の調整等を進めます。
- ・ 第3段階には、農林業系副産物及び除染廃棄物を焼却しつつ、教育・訓練の内容について総復習を行い、運転管理の習熟度を確認します。